

法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知(平成24年9月13日)の趣旨)

発注者団体

元請団体

○法定福利費の確保に努める旨を、
団体の加入促進計画等で明示

○会員企業の取り組みを支えるため、団体から各発注者団体に対し、法定福利費の確保を要請するなど働きかけ。

<傘下企業への周知事項>

- ①適正な法定福利費の確保
- ②適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施
- ③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重
- ④下請企業への社会保険加入の指導の徹底

<元請企業の役割>

発注者

元請企業

下請企業

②法定福利費を含む適正な金額による見積・請負契約の締結を発注者に求めること

①法定福利費は競争上変動費として扱うべきではなく、見積から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費を確保すること

③見積時に法定福利費の内訳が明示された標準見積書が専門工事業者から提示された場合には、これを尊重して請負契約を締結すること

④必要な法定福利費を確保し、下請企業の不安の解消に努めつつ、社会保険加入の指導等の徹底、将来的な未加入事業者の排除に向け取り組みを進めること